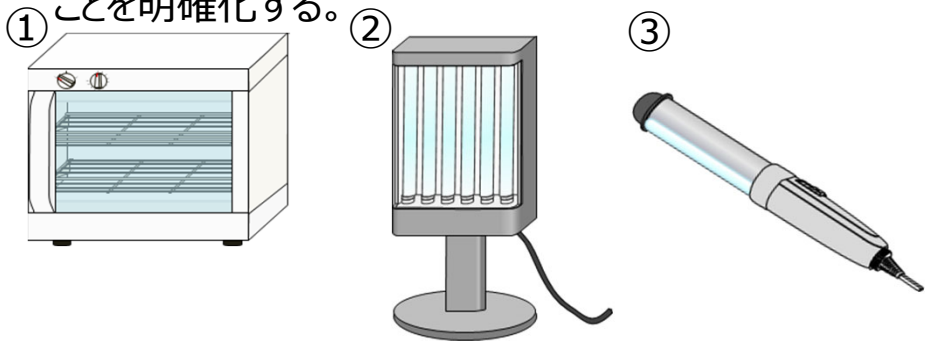


電気用品安全法の「技術基準解釈（別表第八）」及び「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正（殺菌灯を有する電気消毒器の安全対策）

殺菌灯を有する電気消毒器について、器体外に直接殺菌灯の光線を照射する構造のものが急速に普及しつつあるため、電気消毒器の安全上必要な技術基準を技術基準解釈※¹に追加するとともに、器体外に照射する電気消毒器が電気用品安全法の規制対象であることを明確化※²する。

1. 本改正の背景

- 殺菌灯を有する電気消毒器について、現行の技術基準解釈では、「庫内の対象物に殺菌灯の光線を照射する構造のもの」（下図①）を想定しているが、近年、器体外に直接照射する構造のもの（下図②③）が急速に普及しつつある。
- 殺菌灯は、目や皮膚等に傷害を及ぼす紫外線を放射するため、器体外に直接照射する構造の電気消毒器について、安全上必要な技術基準を技術基準解釈に追加するとともに、電気用品安全法の規制対象であることを明確化する。



2. 改正の概要

- 技術基準解釈の別表第八の2(21)電気消毒器の項に、器体外に直接照射するものについて、次の旨の要求事項を追加。
 - a JIS C 7550（ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性）に規定の「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループ※³であること。
 - b 器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、JIS C 7605（殺菌ランプ）の箇条9.1に規定の警告表示をすること。
- 電気用品の範囲等の解釈に、「電気消毒器」とは殺菌灯が組み込まれるものであって、器体の内外部に殺菌灯の光線を照射することによって消毒の用に供されるものである旨を追加。

3. 改正の時期

改正・施行：令和3年12月28日

（ただし、これらの解釈については、施行日から1年間は、なお従前の例によることができる。）

※1 技術総括・保安審議官通達「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」

※2 技術総括・保安審議官通達「電気用品の範囲等の解釈について」

※3 免除グループ：何らの光生物学的傷害も起こさないもの（JIS C 7550:2011 箇条4.4.1a）より